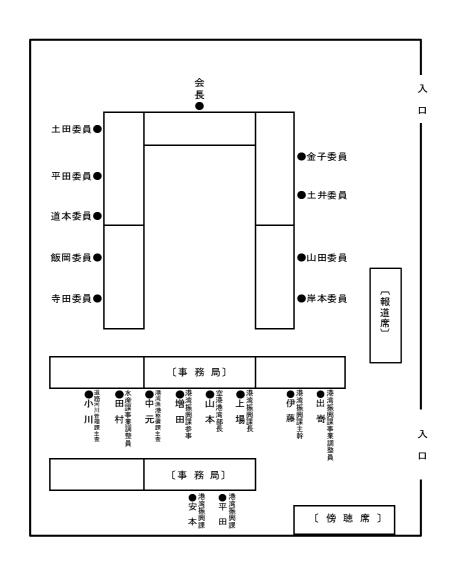
令和元年度 広島県海域利用審査会会議録

令和元年8月27日(火)

広 島 県

目 次

1	開	会•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	空港港	湾部	長打	矣拶	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	委員の	紹介	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	事務局	の紹	介		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	3
5	会長の	確認	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	3
6	議	事•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	 •	•	•	•	•	•	•	•	•	4
7	閉	会•			•	•		•	•			•				•	•			•	•		•	•	•	•	•	•		•	26



令和元年度広島県海域利用審査会会議録

1 開催日時:令和元年8月27日(火)

開会 10 時 00 分 閉会 11 時 50 分

2 開催場所:広島市中区基町10-52

県庁北館2階第2会議室

3 議 題:プレジャーボートの保管場所確保の義務化について

4 委員の数: 10名 (1)出席委員: 9名 (2)欠席委員: 1名

1 開 会

開会 10:00

事務局(増田)

それでは、10 時になりましたので、ただ今から令和元年度広島県海域利用 審査会を開催させていただきます。

事務局を務めます港湾振興課の増田と申します。よろしくお願いします。 まず最初に確認させていただきますが、本審査会は、公開となっておりま す。資料及び議事録について、後日、ホームページにアップロードすること になりますので、御承知おきください。

本日はカメラが入っておりますが、カメラの撮影は部長の挨拶までといた します。

それでは、まず、広島県空港港湾部長の山本から御挨拶を申し上げます。

2 空港港湾部長挨拶

事務局(山本)

皆様、おはようございます。ただ今、御紹介いただきました、広島県空港 港湾部長の山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、皆様、大変お忙しいところ、御出席いただき、誠にありがとうご ざいます。

先生方には、平成29年度に4回にわたって、広島県における「放置艇解消のための基本方針」について御議論いただきました。これを経て、平成30年3月に県の基本方針としてこれを策定いたしまして、現在、これに基づいて、令和4年度末までの放置艇解消を目指し、現場での対策を進めているところでございます。

今回は、基本方針の中でも示しております「プレジャーボートの保管場所確保の義務化」について、県として具体的に検討を進めていくこととしており、その制度案として、本審査会の御意見をお聞かせいただきたいと考えております。

この「保管場所確保の義務化」は、保管場所を確保してから、プレジャーボートを取得させるようにする制度でございまして、係留許可や撤去指導という直接的な放置艇対策とは異なる、ある意味で抜本的な対策になるものと考えております。

県といたしましては、令和2年中の、早ければ令和2年2月の定例県議会での関係条例改正を目指しまして、検討を進めてまいる予定でございます。

本日は、委員の皆様方より、ぜひ、忌憚のない御意見を頂ければ幸いでご ざいます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会の御挨拶とさせていただきます。

3 委員の紹介

事務局(増田) ここからは、メディアの方の撮影はご遠慮願います。

(カメラ退室)

事務局(増田)

それでは、前回の審査会開催が平成29年11月28日で、1年9か月経過しておりますので、委員の皆様の御紹介を、港湾振興課長の上場からさせていただきます。

事務局(上場)

港湾振興課長の上場でございます。本日は、よろしくお願いいたします。 それでは、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。

広島大学防災・減災センター長の土田孝様です。

広島大学大学院工学研究科特任教授の金子新様です。

(金子委員から,特任教授から海洋環境専門の研究員に変わった旨の指摘あり)

広島工業大学環境学部建築デザイン学科教授の平田圭子様です。

広島大学大学院工学研究科教授の土井康明様です。

元海上保安大学校教授の道本順一様です。

元 一般社団法人 広島県栽培漁業協会理事長の山田正通様です。 弁護士の飯岡久美様です。

元 一般社団法人 広島県中小企業診断協会会長の岸本実様です。 広島市立大学国際学部教授の寺田英子様です。

なお,もうお一方,海上保安大学校教授の中野勝哉様が委員に就任されていらっしゃいますが,本日は,公務のため,御欠席でございます。

4 事務局の紹介

事務局(増田) 続きまして、県の人事異動によって、審査会事務局の構成が前回から一部

変わっておりますので、事務局の紹介をさせていただきます。

事務局(増田) 広島県土木建築局空港港湾部長の山本でございます。

事務局(山本) よろしくお願いいたします。

事務局(増田) 港湾振興課長の上場でございます。

事務局(上場) よろしくお願いいたします。

事務局(増田) 同じく港湾振興課参事の増田でございます。よろしくお願いいたします。

事務局(増田) 港湾振興課主幹の伊藤でございます。

事務局(伊藤) よろしくお願いいたします。

事務局(増田) 港湾漁港整備課主査の中元でございます。

事務局(中元) よろしくお願いいたします。

事務局(増田) 水産課事業調整員の田村でございます。

事務局(田村) よろしくお願いいたします。

事務局(増田) 道路河川管理課主査の小川でございます。

事務局(小川) よろしくお願いいたします。

5 会長の確認

事務局(増田)

ここで、本審査会の会長の扱いについて確認させていただきます。広島の海の管理に関する条例第12条の規定によって、会長は委員の互選によって決定するものとされ、また、当審査会運営要領第3条で会長の任期は、2年とされております。

平成29年9月1日に委員の皆様に再任いただきまして、委員の任期も会長の任期も続いております。事務局としましては、本日、8月27日時点での審査会においても、土田委員の会長の任期が続いているものと判断しておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、会長の扱いについて、確認していただきましたので、土田委員 は、会長席へ移っていただくようお願い申し上げます。

(会長席へ移動後)

それでは、ここからの議事の進行について、土田会長にお願いいたします。

6 議事

土田会長

それでは、前回からどれくらいたったものか忘れてしまいましたが、まだ 2年の任期が続いているということで、今回の会長を務めさせていただきま すので、よろしくご協力をお願いいたします。

それでは、先ほど山本部長からお話がございましたように、条例で義務化するという大きな課題かと思います。その点につきまして、資料も用意されておりますので、特にこの論点のメモ等に従いまして、ご議論いただければと思います。

それではまず最初に、資料の方を説明いただきたいと思います。

資料1,「プレジャーボートの保管場所確保の義務化について」ということで、説明をお願いいたします。

事務局 (伊藤)

それでは、まず、資料1「プレジャーボートの保管場所確保の義務化について」を御覧ください。

県の放置艇対策のための一施策として進めてまいりたいと考えております、保管場所確保の義務化についてまとめたレジュメでございます。

1の要旨でございますが、自動車と同じように、プレジャーボートについて保管場所確保の義務を課す制度の検討を進めていこうとするものです。

2の制度案の概要でございますが、県内の水域及び陸域においてプレジャーボートを係留保管しようとする場合は、証明書を添付して、県へ氏名、住所、船舶番号等を届け出る義務を課すことにしたいと考えております。

また, 売買や相続で所有者が変更になったり, 住所が変わったりしたとき や廃船にするときなども, その届出義務を課すようにいたします。

この届出義務に違反した者に対しては、罰金刑を科すことができるように 考えております。

それから、現在、小型船舶用泊地、すなわち、港湾・漁港の余裕水域における係留可能エリアへの係留許可や移動の指導を進めつつあるところでございますが、この小型船舶用泊地への係留許可を県から既に受けている場合においては、届出不要としたいと思います。

それと、経過措置ですが、令和2年に保管場確保の義務化を定める条例改正手続を行い、令和3年度当初から一部施行、すなわち、新規購入者に対してのみ届出義務を課し、令和3年度・4年度の2年間一部施行としたいと考えております。

その後、令和5年4月から全面施行とし、既所有者に対しても届出義務を 課すこととしたいと思います。

3の法制化との関わりですが、保管場所確保の義務化については、全国的に公平な取扱いが望ましいので、できれば、国が船舶登録に関する現行法である小型船舶登録法を改正して、船舶登録の一部として、保管場所も登録する制度とされるべきと考えますが、法制化の実現については、全国的に放置

艇対策がやや遅れており、保管場所を確保しようにも確保する場所が物理的に無いような実態があり、無理やりに法制化を実施すると、いきなり大量の違反者を創出してしまうようになってしまい、これは望ましくない、むしろ、地方の方で各地方の条例で進められないかというような判断が国の担当部署でなされているようでありまして、法制化にはなお時間を要することが想定されます。

法制化は、やがては達成されるものと思われますが、実現後は、県条例を 再改正して、元に戻していきたいと考えております。

4のスケジュールでございますが、今年度、令和元年度に海域利用審査会の意見を聴取させていただき、令和2年、早ければ令和2年2月の定例県議会に議案を提案できるように事務を進めていきたいと思っております。

条例改正後は、令和2年度一杯周知措置を取りまして、令和3年度から4年度まで一部施行、令和5年度から全面施行とし、法制化が追い付いてきたら、同時に条例を元に戻し、制度を廃止する考えでございます。

資料1のレジュメについては、以上でございます。

それでは、引き続き資料2の説明をお願いします。

次に資料2「広島県における放置艇対策」について、説明いたします。

横長のものですが、1ページ開いていただいて、2ページは、平成30年3月に策定いたしました県の放置艇解消のための基本方針の概要を1枚にまとめたものでございます。

基本方針の中では、目標として、平成34年度末、令和4年度末までに放置 艇を解消することを明記しております。

主な対応方針でございますが、既存ストックの柔軟な活用、すなわち、港湾・漁港の余裕水域を有効に活用し、係留を許可できるものは許可し、許可できないものは移動を指導していき、放置艇を許可艇化していく、その際、類型別対応方針としてA類型からE類型までの5類型に分けた対応類型を適用していくというのが、主要な内容でございます。

2ページの一番下に保管場所確保の義務付けという項目を記載しておりますが、保管場所確保の義務化について、国に制度改正を要望していくとともに、県独自に先行して実施することも視野に入れるという方向性についても、基本方針で明確に定めていたところです。

今回、これを具体化していこうとするものでございます。

3ページが小型船舶用泊地, すなわち, 既存ストックを活用した係留可能 エリアの指定イメージの一つを示したものです。

左の図が放置艇が係留され、漁船と入り混じっている状況ですが、類型別対応方針のうちのD類型を適用して、棲み分けをした上で、プレジャーボートにも係留を認めていくようにしたイメージ図です。

4ページが昨年度に実施した放置艇実態調査成果による放置艇の分布状況を示したものです。

土 田 会 長事務局(伊藤)

昨年度の調査によって、県内の放置艇数は、県・市及び国の管理水域を全て含んで、約10,700 隻放置艇が存在することを確認しております。

分布状況ですが、広島湾地域においては、880 隻現存し、これは、まだ禁止 区域に指定していない入り江や船だまりなどに存在するものです。広島湾地域では、係留保管施設を整備しながら、大部分を禁止区域に指定しており、禁止区域に指定した中には、ほぼ放置艇は存在しない状況です。

県東部の福山港地域ですが、約500隻放置艇が存在する状況です。福山港地域においても、係留保管施設を整備しながら、禁止区域を指定してきておりますが、禁止区域の中に存在し、指導中のものが数十隻、それから禁止区域に指定していない入り江に数百隻現存する状況です。

尾道糸崎港地域は、係留保管施設の整備が緒に付いたばかりでございまして、禁止区域に指定した地域はまだありません。これによって、千数百隻の放置艇が存在しています。

県中央地域ですが、係留保管施設を整備することができるような都市部ではなく、禁止区域に指定することもしてこなかった地方部で、手付かずになっている状況で、4千数百隻現存する状況です。

5ページが本県のこれまでの放置艇対策の取組を示したものでございま す。

平成9年度にプレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例を制定し、施設整備及び禁止区域による規制を両輪とする従来型の対策を進めてまいりました。

この結果、平成8年度に約17,000隻であった放置艇が、平成30年度には約10,700隻となっておりますが、まだ1万隻を超えている状況でございます。このような中、平成30年3月に「放置艇解消のための基本方針」を策定し、令和4年度末までの解消を目標に掲げたところでございます。

平成 30 年度は,実態調査を行いまして,県内の放置艇現存地区数が約 200 地区あることを把握いたしました。

この 200 地区全てについて、それぞれの地区ごとに地区別実施計画を作成 し、この計画の中で禁止区域の範囲や、小型船舶用泊地の指定の可否、可能 な場合はその範囲、類型別対応方針中の対応類型、当該地区の対応時期等を 整理しております。

今年度に入って、小型船舶用泊地への係留許可を出すための諸規定や使用料を定めるための関係条例の改正手続を行い、今年度7月に、議会の議決を受けております。

改正後の条例は、9月1日から施行されますが、地方部を中心に、順次、 小型船舶用泊地を指定し、許可できるものは許可し、撤去指導をすべきもの は撤去を求めるようになっていきます。

廃船処理も併せて行っていき、令和4年度末までの放置艇解消を目指して

まいります。

6ページが県が期待する法制化の内容を明らかにしたものです。

登録について規定する現行法である小型船舶登録法では、中程の3条に規定するように、船舶登録を受けたものでなければ航行できないようになっており、6条2項で国は船舶の種類、長さ、総トン数などの基本情報を登録するようになっており、第2号で船籍港についても登録するようになっています。

船籍港とは、6ページの一番下の行ですが、省令の小型船舶登録規則1条 2項で「小型船舶を通常保管する場所が所在する市区町村の名称」と定義さ れております。

すなわち,現行法では、係留保管場所については、具体的な保管施設や係留する水域を登録するのではなく、市区町村まででよいことになっております。

7ページがプレジャーボートと自動車の登録制度を比較したものです。

保管場所の登録の仕方ですが、プレジャーボートの場合は、今申しましたように、通常保管する場所の市区町村を船籍港として登録します。

自動車の場合は、車両登録の項目にはなっていませんが、ただし、警察の 発行する車庫証明がなければ、登録自体ができないようになっています。

保管場所に関する添付書類は、プレジャーボートの場合不要で、自動車の 場合警察の車庫証明が必要です。

登録機関はどちらも国で、根拠規定はプレジャーボートが小型船舶登録法、 自動車が道路運送車両法及びいわゆる車庫法となります。

現行法を一部改正してもらいたいと考えている部分は、7ページの下の方の表ですが、小型船舶登録法6条1項に船舶の保管場所の確保の義務を明確にし、登録事項として、保管場所、すなわち、所在地、係留保管施設名、係留権原取得水域その他の小型船舶を通常保管する場所が特定できる情報を追加し、政令においては、8条に保管場所を登録項目として追加し、9条で保管場所確保を証する書面を添付させるようにするものでございます。

8ページですが、法制化を実施する場合の課題ですが、まず、放置艇を収容する係留保管施設又は係留保管場所がなければ、保管場所確保の義務付けをしても実効性が伴わず、違反者を大量に創出してしまうだけになってしまうということがございます。

それから、法制化を実現するには、時間がかかり、到底令和4年度末までの解消目標年度に間に合わないことが予想されることであります。

このため、国による法制化が達成されるまでの暫定措置として、県独自の保管場所の届出の義務化及び保管場所の登録制度を先行実施できるように、関係条例の一部改正を検討していきたいと考えております。

県条例で対応する場合も、課題はございまして、8ページの下の赤字部分ですが、プレジャーボートの所有者に現行法による船舶登録の義務の他に、

県条例による保管場所の届出義務を二重に課すようになってしまうこと,及 び県の行政負担が増えることが課題となってまいります。

最後の9ページが今後の展望を示したものですが、資料1のレジュメで御説明したとおり、条例改正後、令和2年度末まで周知措置を取りまして、令和3年度及び4年度の2年間は新規購入者のみ義務付け、放置艇対策を終えている見込みの5年度当初から、既所有者に対しても届出をさせ、全面施行とする考えでございます。

法制化はやがてはなされるものと思われますが、法制化後、遅滞なく条例 を再改正して、制度を廃止する予定です。

資料2については以上です。

土田会長

はい、ありがとうございました。

それでは、いま資料1の今日の義務化についての概要とスケジュール、それから資料2で背景のデータを含む資料を説明していただきました。

まずは、議論というよりも、いま説明いただいたスケジュールあるいは資料についての、事務局に対する質問、あるいは確認といったものはございませんでしょうか。

金子委員

一つよろしいですか。

法制化の前に県条例を作るという、そういう枠組みのところなのですけれど、海洋を考えると、太平洋、日本海側と瀬戸内海は全く違うのですよ。私たちも、広島大学の300トンくらいの船で瀬戸内海から太平洋に出ると、もう食事もできないくらいきついことがしょっちゅうあるわけです。普通のプレジャーボートが遊べるような空間は瀬戸内海しかおそらくないのですよ。大きなクルーザーとか、ああいうセレブが持っているような。小さい船ではとても太平洋沿岸とか日本海沿岸では危険で、だからもちろん保管場所なんかを確保しているわけですよ。そういう特殊な状況が瀬戸内海にはあるわけです。

そういう状況で国の法制化を待つといっても,これは多分いくら待っても ダメだと思います。車のような全国一律の状況ではないのです。

土田会長

つまり、車と違って、条件が地域によってものすごく違うということですか。そういう意味では、全国一律に国でやってしまうというのは、車と同じで合理的であるとは必ずしも言えない面が確かにあるということですね。

金子委員

一般性がないのですよ、全然。全国一律でやる意味がまったく見えないというか。やはり広島県がどんどんやるべきだと。

土田会長

他にいかがでしょうか。まずは一応この資料に関する質問,あるいは確認 という観点で。

寺田委員

8ページですけれど、保管場所確保の義務化に関する法制化についてということで、最後の行で、県の行政負担ももちろん増えるということなのですが、それについて、概算といいますか、どれくらい増えるのかという情報はありますか。

事務局 (伊藤)

正確にはつかんでおりませんけれども、保管場所の都道府県への義務化を施行する際に、中心的な事務が、新規で購入した際に届出をさせるという内容が中心になってくると思うのですが、県内の新規登録の件数が、年間300件程度になるものと調べておりますので、各管轄の事務所が7事務所ありますので、その7機関で年間300件の新規登録に対応していくのが中心的な内容でございます。

もちろん,既所有者についても,条例施行後は,移行期間を設けて,いつまでに届け出をするようにということで届出をさせるようにする予定ですので,その事務はあるのですけれど,その後は新規についてのみ,あるいは変更の場合といった,年間数百というレベルかなというところで考えております。

県の人員の方も、検討はしていかないといけないと考えております。

土田会長

県内7事務所が窓口になるということですね。

事務局 (伊藤)

はい。

土田会長

それと,新たに担当する人の手当ても出てくる可能性があるということで よろしいでしょうか。

事務局 (伊藤)

はい、結構です。

土田会長

他にいかがでしょうか。

道本委員

9ページのスケジュールの関係ですけども、新規の船に対しては令和3年から始めて、4年にかけて義務付けをすると。それに対して既存のプレジャーボートについては、令和5年からということですけども、既存のプレジャーボートの数は非常に多いと思いますが、これの登録をどれくらいの期間をかけて完了するということを考えておられるのかお聞きしたい。

事務局 (伊藤)

まだ正確に見通せてはいないのですけれど、全面施行するのが令和5年4月1日からということになりますので、既に所有している者は令和5年何月何日までに県に届け出るといったような経過措置を定めていきたいと考えています。

まだ具体的に何か月かかるかといったイメージはまだ正確につかんではいない状況です。

道本委員

ある程度期限を定めておかないと、次から次へと送ってしまいそうな危険 性がある。その点ちょっと注意していただきたい。

事務局 (伊藤)

適正に判断してまいります。

事務局(上場)

具体的に一律で、施行後何年までとか、何年何月までということを決めるのはなかなか難しいとは思っております。ただ、一つ目安となり得ると考えているのが、現行の小型船舶登録法上の登録の更新時期が3年が中間検査となっておりますので、そうしたタイミングで、その時点で県への届出がなされていない者については、そこで捕捉していくとか、そういった客観的に情報を覚知できるタイミングでもって、漏れなくしていくという考え方もあるかとは思っております。

いずれにしましても、ダラダラとすることのないように、登録時期というものをきちんとしたうえで確定していきたいと考えております。

道本委員山田委員

分かりました。

新規の登録が、一般の既存の登録船舶よりも前倒しで登録されるという話なのですけれど、前倒しで登録される場合に、その使用料については、どのような形になるのでしょうか。

県が直接使用料を課すようになるわけですか、どういう形になるのでしょうか。

事務局(伊藤)山 田 委 員事務局(伊藤)

使用料とおっしゃるのは、小型船舶用泊地の使用料のことでしょうか。 そうです。

資料4のところでご説明を差し上げようと思っていたところなのですが、このたび改正しました条例、港湾施設管理条例等の、小型船舶用泊地への係留手続、あるいは料金の徴収について、改正しました条例の内容について資料4のところでご説明を差し上げるところでございますけれど、使用料は令和5年4月1日から徴収を開始するというような内容の条例改正をいたしておりまして、3年度、4年度には、小型船舶用泊地の使用料というのは生じてまいりません。

土 田 会 長

それではちょっと、資料4についての説明をお願いします。これは今進めている対策の中身ですね。

事務局 (伊藤)

資料4について説明させていただきたいと思います。

この度、令和元年7月に関係条例の改正手続を行っております。

改正した条例は、広島県港湾施設管理条例及び広島県漁港管理条例の二つ でございます。

1の趣旨のところに書いておりますが、係留可能エリアである小型船舶用 泊地への係留許可を出すために、必要な諸規定の追加及び料金である使用料 を定めております。

2の表が近年における放置艇解消に向けた県の取組を整理しております。

平成30年3月に「放置艇解消のための基本方針」を策定し、平成30年6月から12月までの間、県内の県管理水域について、放置艇実態調査を実施しております。

平成 30 年 12 月には、現場事務のマニュアルである「放置艇対策事務の手引」を作成し、平成 31 年 1 月から 2 月には、条例の改正に伴い必要となってくる関係市町と県の間で定めている港湾・漁港管理に関する規約の改正について説明し、平成 31 年 3 月には、約 200 地区に上る放置艇現存地区全てに係る「地区別実施計画」を作成いたしました。

令和元年6月には、関係条例及び規約の改正案を県議会に上程し、7月に 可決してもらっています。

また,同時に,県・市町間の規約の改正についても,県・市町の双方の議会での議決が必要ですが,市町においても,県と同様に議会へ規約改正案を

上程し, 議決を受けてもらいました。

令和元年7月から8月にかけて、関係規則の改正手続を行い、知事の決裁を受けております。関係市町との間の規約改正についても、一部を除いて、手続を終えております。

改正後の条例・規則は、令和元年9月1日から施行され、令和4年度末まで、小型船舶用泊地への係留許可や撤去指導を進めて、解消を目指していきます。

それから、令和5年度4月から、小型船舶用泊地の使用料を徴収していく 流れです。

3の小型船舶用泊地等の目的外使用についてですが、係留許可は、施設の 使用許可という形で行います。

小型船舶用泊地等とは、港湾・漁港内の静穏性が認められる泊地・船だまり等の水域施設及び当該水域施設に接する岸壁、物揚場、防波堤その他の港湾・漁港施設をいいます。

この小型船舶用泊地等は、地方自治法第 238 条の4第7項の規定によって 目的外使用の許可を与えることができる行政財産として位置付けており、余 裕水域であり、本来の停泊などの使用に支障が生じないため、行政財産の目 的外使用許可で対応するものでございます。

許可要件としては、防波堤に囲まれて静穏性を有している水域であること、 漁業活動及び周辺環境に支障が生じないこと、係留設備については必要不可 欠なもの、施設の通常使用に支障がないことが挙げられます。

許可期間は、5年ですが、更新可能とします。

使用料の額ですが、船舶の長さ、船舶の長さには、桟橋及び渡橋も加えますが、月額メートル当たり300円から320円としており、2ページ中程の図の例では、長さ15メートルを基礎に月額4,500円から4,800円となります。

それから、使用料は令和5年4月1日から徴収する経過措置を設けており、 これは一斉ではなく、順次現場に入って行かざるを得ないので、公平性の観 点から、また、円滑に許可制度を導入していく観点からも、許可手続が完了 する見込みの5年度から一斉徴収開始とするものです。

4の条例及び規則の施行期日ですが、令和元年9月1日から施行としております。

これは、港湾法 44 条で料金を徴収する場合、30 日を置く必要があること、並びに、県と関係市町間の規約を変更する手続の期間が必要になったことによります。

資料4の説明につきましては、以上でございます。

土田会長

はい、分かりました。ということで、これは9月ですからもう間もなく施 行されるということですね。こういう施策が来月から進められるということ でございます。他にいかがでしょう、質問は。

岸本委員

条例改正等々9月1日から施行されて、令和4年までにいろいろな施策を

進めながら実質的な放置艇をゼロにしていく。令和3年に保管場所の規定を新規から実施して、既存のものについては令和5年からやっていくということですけれども、放置艇がゼロになるのであれば、逆に保管場所の登録義務はしなくてもいいのではというふうに取られるのではないかと。そこの関係が見えない。放置艇をゼロにするのと保管場所を指定する・登録するということについての関係性ですかね。

事務局 (伊藤)

禁止区域に掛けて、小型船舶用泊地を設けて許可を出していく、あるいは 撤去指導を求めていくことは直接的な放置艇対策の事務なんですけれども、 保管場所を確保させて、しかもそれを県へ届け出させる、登録させるという ような制度は、いわば側面から補完的に、援護射撃のような形で放置艇対策 を進めていくようになっていくものでございますけれども、いわばこの直接 的な撤去指導とか許可というような放置艇対策の内容を側面から援助してい くようになる、しかも、保管場所がなければそもそも実質的にプレジャーボ ートを所有することができないような制度になってまいりますので、いわば 根本的な放置艇対策の一施策に位置付けることができるものと考えておりま す。

放置艇数が全国でワーストであるような当県の状況、それから南海トラフ 巨大地震の近年の発生確率の引き上げに伴います津波の恐怖ですね、という のに是非とも強力に放置艇対策を進めていきたいというところから、当県で やらせていただきたいと考えている施策として位置付けております。

岸本委員

行政指導にはやはり限界があるから、法的な強制力を持ちたいということですか。

事務局(伊藤)事務局(上場)

はい。

そうした側面とですね、委員の御指摘の中には、実質的に許可艇になってしまって、放置艇という状態がなくなってしまっているのに、県民に登録義務を課すことの意味がどうなのかという観点からの御質問もあるかと思うのですが、その点につきましては、現存する放置艇の解消を令和4年度を目指してございます。仮にこれが達成された後も令和5年、6年と毎年新たにボートを購入していく者、あるいは持っているボートを買い替えている者というものが、毎年、30年度のデータでは300隻程度出てきているというのもありますし、また、現に許可を得て泊めている場所を変更する人も出てくるんですね。また、ボートを手放して何も届出もなく行政が把握できていなければそのまま廃船という形で持ち主知らずの船が残ってしまうことが考えられますので、この届出を登録させる、その情報を行政が掴んでいくということの意味合いは、一旦現時点で見ております令和4年度を経過した後も引き続きあるというふうに考えております。

土田会長

ちょっと私から一つですけども、今年の9月からこの制度が始まるという ことは、これまで具体的に、放置艇に対して指導を行ったりという行為はま だスタートしていないんですか。 事務局 (伊藤)

広島湾地域と、それから福山港地域におきましては、禁止区域を掛けてき ております。そちらの方ではやっております。

土田会長

指導したときにちゃんと指導を聞いてくれる、相手方がどの程度、指導に対して従ってくれるのかどうか、どういう状況なんでしょうか。

事務局 (伊藤)

禁止区域違反の場合は、港湾法及び漁港漁場整備法に規定がございますけれども、罰金刑あるいは懲役刑を科すことができるようになっておりますので。指導の方は。

土田会長

それで指導して,やめてくださいということはやっているということです。。。。

山田委員

新しく改正された条例ですけども,この条例では罰則規定はあるんですか。 登録の。

事務局 (伊藤)

まだ構想の段階でございますけれども、レジュメに書いておきましたとおり、資料1の2の制度案の概要の(3)のところでございますけれども、届 出義務違反者に対する罰金刑を予定しております。

山 田 委 員事務局(伊藤)

使用料の未収についてはどうされるんでしょうか。

使用料の未収については、通常どおりの債権管理を進めてまいります。

土田会長

それでは大分、今、質疑応答で疑問点について答えていただいたかと思いますので、資料3の論点メモという資料も用意されています。これに従いまして、少しご意見をまたいただきたいと思うのですけれども、それではこの資料3を説明いただけますか。

事務局(伊藤)

それでは、資料3の論点メモとして整理させていただいた資料を御覧ください。1枚ものでございます。

この論点メモは、本日の審査会におきまして、特に、御意見を聴取させていただきたいと考えている事項をまとめたものでございます。

まず、1点目が県条例による先行実施の妥当性ということでございますが、 当然、法律によって全国一律で実施されるのが公平で、望ましいものでございますが、全国最多の放置艇解消を目標年度までに達成するためには、当県独自の取組を強力に進めていく必要がございまして、先行実施をぜひやりたいと考えておりますが、この点はどのようにお考えでしょうかという点が1点目でございます。

それから2点目が登録義務を二重に課すことになってしまうということについてでございます。

資料2のところで御説明いたしましたとおり、現行の小型船舶の登録と、 それから県条例による保管場所の登録の届出の二重の手間が所有者に対して かかってしまうという欠点について、私ども県当局といたしましては、法制 化がなされるまでの一時的なものでございますし、許容されるものではない かと考えておりますが、この点はいかがでしょうかというものでございます。

それから、3点目が二段階実施と称しましたが、すなわち、新規のみ3年度から、それから全面施行が5年度からというようにしておりますけれども、

この点はいかがでしょうかというものでございます。

それから、新規のみ先行実施という点でございますけれども、新たな放置 艇が生じることを食い止めるのが急務であるという判断からのものでござい まして、県内の年間の新規の小型船舶登録件数が先ほど申しましたとおり約 300 件程度でございますので、放置艇対策がとられている期間中ではございま すが、対応も可能ではないのかなというふうに考えているところでございま す。

最後の4のその他でございますが、この制度について、何か他に疑義など はございませんでしょうかという点でございます。

以上でございます。

土田会長

それでは1から4とありますが、個別にというよりかどの点でもご意見を いただければと思いますがいかがでしょうか。

さきほど金子委員からいただいた意見は1に正に該当する意見ですね。

金子委員

ちょっと質問の方向を変えてですね。国の法制化が延々と遅れても何の問題も無いんでしょうか。あるんですかね。県の条例だけがずっと走っていって、国の法制化が延々と遅れても問題はないんでしょうか。

事務局 (伊藤)

当県の条例が成立している状態でということですよね。放置艇対策上、特に支障はないと考えております。

金子委員

ないんですね。

事務局 (伊藤)

ただ、県民に対して県内の所有者だけ特別な義務が発生していることが続いているというのはあるんですけれども。

金子委員

だから庶民クラスの私たちも含めて私も含めてですね、庶民クラスのものがプレジャーボートを持てるような状況にあるわけですよ。それは他のちょっと危険な海を、いつも危険なわけではないですけれども、たまに危険な海を抱えているところと全然違うんですよね。だから全国法制化というのは大枠程度しか不可能ですね。細かいことは各県違うので。

事務局(上場)

行政の運営上ですね、何か支障があるかといったらそういうことはございません。ただ論点の中にも含まれてございますように、県ごとに事情が違うのが、従って本件の事情に照らせばこのような仕組みが妥当であると考えているのであって、一時的と言いますか、法制化がなされる間は、広島県でボートを持とうとする方は、法律上の登録義務に加えて条例による登録義務も課されてしまうという状態がずっと続くということではございます。

金子委員

一般的な問題としてですね、県が国の先を行くようなことが多々あるかも 分かりませんけど、そのような時は国は普通は認めるんですか。よく分から ないけど。だからバラバラになるわけですね、ある意味。各県バラバラにな るのを認めることはよくあるんですか。

事務局(上場)

ございます。

事務局(山本)

おそらく国が何を見るかというと、現行法の枠内かどうかということを見るので、今回の条例については、国の法令の中では船籍港までを登録するこ

とになってますけども、それより細かい話になってきますのでそういうところについては任せるというようなスタンスになっていると思います。

金子委員

うまく作られているわけですね。

それとですね。新規購入者から先に保管場所の義務が出てくるわけでしょ。 新規に買う人から見たら、既に持っている人がまだそんな状況にないのに自 分たちが先にやらされるのかと思う人もいると思うんだけど。問題なければ いいけど。

土田会長

そうですね。その点はもちろん経過時間だから、年が経てばみんなやるんですという説明はできるとしても、その辺りが確かに二段階実施という点についての懸念というのはそういう点ですね。

この点はいかがですかね。

寺田委員

済みません。今の二段階実施で新規に買う方が登録のコストを負担するようになるということですよね。多分,経済学の立場から考えたら,所有者が新しくプレジャーボートを買うという時は,そのコストまで含んだ上でこれは自分にとってすごくメリットがある買い物だと思って買っているので,合理的な判断の結果ですので,我々が心配することではないのではないでしょうか。

土 田 会 長

はい。どうぞ。

岸本委員

新規登録だけをやるわけではないのでですね,2年後には全部やるわけですからね,そういう面でですね,一遍にですね,1万艇くらいの船を全面一斉にやるとしても,運営する方も不慣れだし,登録する方も不慣れだといろいろあると思うんでですね,先行的に2年前にやってそこで啓蒙を図っていくというのは,私は,意味があることだと思います。だから,一遍にやるよりはいずれやるわけですから新艇はそれを承知でやってもらうしかないと思うんですよね。そういう面で,僕は,二段階実施は,むしろ望ましいのではないかと思います。

土田会長

はい。

寺田委員

済みません。先ほどの二段階実施ですが、8ページについて県の行政負担が新たに増えるということについてお尋ねしました。そのときに新規登録では県内で大体300件とおっしゃったので、この経過的な措置の中で一体、事務作業ですね、マンパワーがどれくらい負担になるものかというのを経過の中で把握していって、それから本格的に全面的に既存のプライベートボート、プレジャーボートを持っている人にも施行した時にどれくらいマンパワーが必要なのかということを見込みつつ進めていくことで、二段階で進めていくべきと思います。

土田会長

はい。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。他の論点についてでも結構です。

平田委員

よろしいですか。ちょっと離れているかなという気はするのですが、これだけ放置船が多いということは、それだけここの瀬戸内海というかこの広島

辺りがすごく魅力的だっていうことだと思うんですよね。みんなが参加したいということで。その時に所有者にいろんな義務をどんどん言っていくだけじゃなくて、例えば、港湾振興課さんの方で海の都市の広島ということでプランニングする提案とともに、だから一緒に協力してくださいみたいな感じで説得していくことっていうのはできないだろうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

土田会長

いかがでしょうか。

事務局 (伊藤)

そうですね、ちょっと我々が規制部門の立場ですので、なかなか振興の方に頭が行かないんですけれども、おっしゃるとおり海を規制してつまらないものにするだけのものではないのでですね、国民共有の財産でございますから、海の振興の面も取り入れながら放置艇対策を進めていく必要があるというふうに考えております。そのようにしたいと思っております。

土田会長

例えば、今のちょっと関連して思ったんですけど、県から例えばある係留場所を認められている人が誰か別の人に自分の船を売りますというような時には、そこに係留できるという権利といいますか既得権というかそれはそのまま次買った人が希望すれば引き継げるという、細かい話ですけど、あるいは全部チャラにしてまた新たな人として別途あなたにはここですよというふうになるのか、その辺はどういうルールになってくるんですか。どこを割り当てるかって、結構ルール的には難しい問題が出てくる可能性があるんですけれども。

事務局(伊藤) 土 田 会 長

小型船舶用泊地の許可ですよね。

はい。

事務局 (伊藤)

許可については、第三者に船を売り払っている場合は、所有者が変更で改めて申請の手続きをしていただいた上で、同じ場所を許可するというようなことになっていくことを想定しています。

土田会長飯岡委員

はい。分かりました。

先ほど、法制化までの、一時的ということをおっしゃってましたけれども、一時的なんだからいいでしょっていう言い方を余り強調するのはいかがなものかと。要するに、本当に一時的なんですかということで、仮に法制化がずっとできないにしても法律の判断として一律でなければならないという判断の上で放置艇についてあれこれ義務を課すことはしてはならないという判断の上で法制化しないんなら別ですけれども、要するに、各地の状況に応じてしてほしいから国としてはしていないだけですという話であれば、仮にずっと法制化されなくても、県はそれでいきますというのが本来あるべきことで、過渡期だからっていうことを余り、過渡期なのだという説明を余りしなくていいんじゃないかと思うんですね。何かちょっとそこがずっと説明を聞いていると、もちろん法制化されることがいいにしても、いつのことやら分からないし、法律化するとしたら地域の事情が全然違うから、禁止とか義務化を課すところは別途政令で定めるとかですね、という形で法律が地域ごとに区

別したものを取り込むぐらいのことしかあり得ない,でもそこまでいけばあり得るかも知れないですけれども、そうじゃなかったら、ちょっと法制化をめどにというのを余り説明として前面に出す必要はないしと思っているんですね。過渡期だから許してみたいな感じに聞こえるんですよ。そういうつもりはないかも知れないですけれど、聞いているとそういうふうに聞こえるので、ちょっとどうかなという気がします。本当に2年か3年先にはなるんですっていうめどが、先ほどの話を聞きますと、余り期待できないんじゃないかという気がしてきて、だとすれば一時的なものとしてということを余り前面に出す必要はないかなというふうに思いますけど。

事務局 (伊藤)

分かりました。

土井委員

今の法で泊地の証明書が無いのがルールとして今まで適用されてよかったんだけども、おかしいよねと、で証明書を出しましょうというのが法制化になっていくかと思うんですけれども、それは特に問題ないかなと思うんですけれども。今まで既存船は今までのルールであったということで既得権みたいなものである程度は猶予を持ちましょうと、でもここから先はというのが令和5年からですかね、というふうに解釈して説明すれば理解してもらえるんじゃないかなと。

飯岡委員

私はそこのところを言っているわけじゃなくて、法制化するまでの間だからっていう理由は必要ないんじゃないかと。その後に既存のものは5年にするとか、新規のものは3年とかというところの話をしているわけです。先ほどおっしゃっていたように新規のものは先に前倒しでというのも確かにコストといっても使用料自体はまだ先で取られるわけだから。登録コスト程度の話ですよね。最初に新規の人が払うのは。

事務局 (伊藤)

登録の際の手数料のようなものは取ることは予定しておりません。

飯岡委員

そうすると、そんなに大きな話ではないだろうと。使用料がずっと発生してくると2年分早く払わなきゃいけないんですかということになりますし、それから確か使用料は平成5年ではなく9年でしたよね。

というようなところで、たぶんバラバラではいけないからっていう話で5

事務局(伊藤)飯岡委員

使用料徴収開始は、令和5年度からです。

年からにしますっていうことだったと思うので、そこはある程度クリアされるかなと思いますし、買う人にとっては、いやなら買わなきゃいいというのもひとつの発想ですし、でも2年待たなきゃいけないんですか私たちは、だと思うんですよ、新規購入者は。みんなと同じときに買いたいのに、だから不公平だと言いたい人はいるとは思いますけれども、既存の方は先にそれをしていて新たに見つけることをしなければいけなくなるわけですから、新規

の方は見つけてから買ってねっていう話なので、さほど不公平ではないかな

事務局(上場)

ありがとうございます。

と思います。

私どもも今回の仕組みを導入するに当たりまして、行政として後ろめたい

- 17 -

悪い制度を、悪いというのは県民に対してですね、導入するという思いがあ るので言いわけとして一定期間経った後というふうに、そういう気持ちが表 れてしまっているのかも分かりませんが、狙いとするところいいますか、そ の意図が、やっぱり十分にまだ現時点においては登録させる保管場所を確保 し、県に届け出るという概念そのものがまだ浸透はこれからというもので、 そもそもいろんなボートの使い方というのが本当にプレジャーのために使っ ている人もあれば、離島に住んでいて交通の便でやむを得ず使わざるを得な いという方も中にはいらっしゃるかと思います。いろんな事情でプレジャー ボートを使っていて、これまで規制がなかったが故に放置された状態を解消 すべくこのような制度にしようかというときに、届け出るのかと、法律にあ る以上にやるのかということがどの程度皆さんに受け止められるか、で県が 仕組みを作って終わりではなく、これを本当に実効性を保とうと思えば、購 入するときの店にもきちんとそういう仕組みを周知し、車のナンバープレー トのようなわけにはいかないかも知れませんが、買った時に間違いなく法律 上の登録と併せて県への登録ということをしていただくようなやり方という か仕組みが現場においても出来上がっていないと県が作っただけになってし まいますので、そういうのがどこまで認められるといった時にすごく二重に するのが面倒だとか登録手数料を取ることは考えてませんけども手続き面で も既に心理的な負担になってやらないぞというふうになってはいけないとい う思いがあるものですので、どうしても御説明の時にそうした御負担は一時 的だよというふうに言ってしまっている嫌いは確かに御指摘のとおりあると 思います。ただ、そうした考え方そのものに、そもそも県によって異なり、 我々が法律ができない以上はずっとこうした制度にしていくんだと覚悟を持 っていれば、そこまで最初のそういう県民の皆様にどこまで浸透するかとい う危惧はあるものの、余り低くそう出ることはないんじゃないかという御指 摘は確かにそのとおりだなと思うところはございます。

飯岡委員

船を持つ気もない者からすると、「登録してないの?」っていうぐらいの感じなんですよね。放置して海がごちゃごちゃになっている状態を既得権だとが言われても「はあ?」っていう感じなんです。だから持っている方は各自いろいろな事情がお有りでしょうから、それはどうやってうまく持てるようになるかは大事なことですけれども、一方では持っている方々のために、いろいろ船とか海岸とかぐちゃぐちゃになってるなと思っている県民も大勢いるということと、先ほど言われた津波にしろ何にしろ船がダーっと沖から陸の方に上がってくる恐れもあるということ、県民の安全性ということについてももうちょっと積極的な説明もいるんじゃないかなと思います。

土 田 会 長 道 本 委 員

はい。他にいかがでしょうか。

ちょっと確認です。先ほどプレジャーボートの所有者にかなり負担をかけるという話があったんですけれども、使用料についてはその一部分は係留場所の整備等に使うという、この点をちょっと確認しておきたいんですけれど

t.

事務局 (伊藤)

はい。この度、この7月で改正しました条例によりまして、メートル当たり 300 円から 320 円の使用料を払っていただくということになりまして、ただし令和5年度からなんですけれども、この使用料というのはそもそも当該施設の維持管理に充てられるべきものでございますので、当然、そのように施設の維持管理、人件費も含めてですけれども、それに充てるような形で考えてございます。

道本委員

その辺りを所有者に対して十分理解していただくということが,スムーズな事務の進め方になるかなと思います。

事務局 (伊藤)

はい。

山田委員

よろしいですか。

土田会長

どうぞ。

山田委員

登録のための届け出の窓口ですけれども、令和5年の3月までとそれ以降 とやっぱり一緒なんですか。

事務局(伊藤)

窓口は、管轄の県の地方機関の方になります。

山田委員

以前の話で、例えば使用料の徴収については関係団体というような話がありましたけれども、それはそのままになってるんですね。

事務局 (伊藤)

ちょっと細かい話になるんですけれども、地方自治法に定めるところの公の施設として、小型船舶用泊地がですね、公の施設としてではなくて、目的外使用許可ができるところの行政財産というふうに認識、把握しておりますので、指定管理者に委託して管理をさせるとか、料金を徴収させるというようなことができるものではございませんので、例えば地元の漁協さんに一般的な管理とか料金の徴収をやってもらうというところを指定管理者に委託するのと同じような形でやるというのはちょっとできないというふうに考えております。公の施設では無いが故にですね。従いまして、料金の徴収、それから、債権管理というような公権力の発動が伴ってくるような事務につきましては、やはり県直営でやらなければならないと考えております。地元の団体であるとか漁協などに、もし委託して受けてもらうというようなことができるとすれば、公権力の発動の部分とならない日頃の見回りであるとか鍵の管理とかというようなところの事務ぐらいしかちょっと委託するのは難しいのではというふうに現時点では考えております。

飯岡委員

そうすると、行政負担が増える部分は、登録を受け付ける時の窓口事務プラス使用料徴収のところの、まあどれだけ人員が必要かは分かりませんけれど、そこのところの行政負担も増えるっていうことになるんですか。

事務局 (伊藤)

そうですね。

土田会長

分かりました。いかがでしょうか。

金子委員

この委員会は、海には、大体、漁業権があって、海の開発とか需要がなかなか難しかったので、ずっとなかったわけですよね。だけど、プレジャーボートの放置艇の問題が起こって、それほど問題には見えないんですけど、こ

ういうものがあったからこういう委員会が頻繁に開かれ始めたわけですよね。想定外として。それで放置艇の対策というのは無秩序では困るんでしょうけど、放置艇がこんな1万、2万とかこんなにあることは、ものすごくすばらしいようなことなんですよね。ある意味でですね。レジャーの振興とか、レジャーがみんな海でできるわけですからね。海が静穏だからできているわけですよ。だからそういう放置艇は無秩序は困るけれども、その程度で、むしろプレジャーボートを振興してもいいぐらいなんですよ。海のレジャーの振興策として。それを観光に利用してもいいわけですよ。だから、漁業権と折り合いが付いてるからいいわけですよ。今まで折り合いが付かないから全く動かなかったわけですよ。だから、非常に希望が見えるような感じがしますけどね。

土田会長

前の委員会で漁業組合さんが係留施設を作って、あれは要するにこのスタイルとは違うわけですね。あれは制度的にはどういう。

事務局 (伊藤)

制度的には、小型船舶用泊地の使用許可という形ではなくて、あくまで公 有水面の占用という形でですね、横田シップステーションの事例なんですけ れども、横島漁協さんが占用手続をされた際の。

土田会長

水域を占用して利用することを認めたという、そしてそこで係留のビジネスをやるということを前提に認めてますという、そういうやり方ですか。

事務局 (伊藤)

はい。

事務局(上場)

今日の資料2の4ページに横田シップステーションの位置が、福山市の方に、横田SSと。

土田会長

ちょっとそれで私から質問なんですけど、仮にですよ、指導したら皆さんが入りますと、ただ場所がないから県の方から紹介してくださいといって、そういう人が続出したときに、じゃあどこでもいいから泊められる場所を紹介してくださいといったときに、県の方としてはそれをちゃんとあなたはここ、あなたはここでどうですかとやれるだけの物理的なものは出せるという見込みでやられてるんでしょうか。

事務局(伊藤)

キャパシティがあるのかということですよね。

キャパシティです。

土 田 会 長事務局(伊藤)

小型船舶用泊地の正確なめどというのは、はっきりと見通せてはいません。 資料の説明の際に地区別実施計画全 200 地区について作成は終えているとい うように御説明したところでございますけれども、あくまで机上での計画に すぎませんで、現地での関係者との協議等を踏まえて完成したものではござ いませんので、これから、今もやりつつあるんですけれども現場の漁協さん 等とですね、折衝を重ねていって、ここは係留を認めるとか認めないとかと いうような話を進めているところでございます。県内の海域ではですね、沿 岸までほぼすべての海域に共同漁業権が設定されておりまして、漁業権が設 定されている上に重ねて小型船舶用泊地を指定していって、そこへ係留許可 を出していくような制度でございますので、ほぼ漁協との協議が必要になっ 土田会長

てきます。これを経ながら進めていくようになっておりますので、まだ正確 な数の方は見通せておりませんけれども、そのような状況になっております。

県としては基本的にはできるだけそういうのを進めていって、確保するように漁協さんと交渉したりしてなるべく確保するように進めつつ、一方で場所のない方にはどんどん登録してくださいよと、両方やっていくということですね。

事務局 (伊藤)

はい。

事務局(上場)

平成30年度までにですね、今年の6月に今のような小型船舶用泊地を指定するときの条例改正をするまでの間に、県内の全ての漁協にはですね、こうした県の考え方、施策の考え方の説明をし、総論ではそういうことを進めることについては、皆さんの同意を頂いているところでございます。ただ、個別に何々港の何々地区のこのエリアに何々漁協さんが漁業権を設定しているという現場にこのような形でプレジャーボートを泊めるエリアを県が認めていかという個々のところはですね、今申しましたように順次各地区に入り説明会をする際にですね、あらかじめ本当に良いのかということの同意を得る必要がある。そうしますと、そこでこれまで漁協さんがですね、地区の方々とどういう話をし、どういう活動をしてきたのかというところとの矛盾がないようなやり方、あるいは、これまでと違う関わり方をお願いしないとプレジャーボートの係留が成り立たないというのであれば、そうした折衝も中には必要になってくるかもしれません。それはこれからですけれども、そうしたアイディアと言いますか、施策自体についてはほぼ伝わっていて、これから個別に。

飯岡委員

令和4年度末までには、必要なプレジャーボートの予測される数と必要な 泊める場所が確保できるようにしていこうという目標なんだろうと思って、 そこはそうなんですよね。ただ達成見込みがどの程度なのか、今聞いている と、そこどうなのかと思うんですよね。

事務局 (伊藤)

係留可能エリアの確保については、県のプレジャーボート条例に規定があるところでございますけれども、暫定係留という制度がございますので、そちらの方を何とか活用しまして、少なくとも不法係留というような船にはしないような形で、暫定的に許可を出すような形で放置艇を許可艇に転換させるというところは何とかクリアしていきたいと考えています。仮に物理的に小型船舶用泊地が十分に足りないというような状況が生じたとしても、そのような制度を活用することを検討していきたいと考えております。

寺田委員

今の問題ですけれども、各漁業協同組合に情報提供して相談の場を持って、こういう制度を施行するからということでお話をされたと。ただし、今のお話の中で、プレジャーボートの所有者の視点というのが欠けているような気がします。つまり、プレジャーボートの所有者は大体、都市部の人口が集積しているところにお住まいで、所得も豊かで、できれば自分の自宅の近くからプレジャーボートを乗りたいということなんですよね。せっかく広島県が

ここに泊地がありますよと言って供給しても、いやちょっと遠すぎて希望に合わないということであれば、泊地の空間的な配置問題というのが重要と考えます。おそらく泊地への需要が集中しているところは人口が集中しているところ、混み合っている場所で、要するに泊地に対する需要が過剰になっているけれども供給が追い付かないというような、そういう場所なんですね。それが多分、この4ページの地図の中で、縦線が入っている広島港とか尾道・三原、それから福山港で起こる問題じゃないかと思います。そこで一生懸命に県中央部の島しょ部で泊地がありますよ、料金もお安いですよと言っても、そんなところで利用したくないのでね、というふうにプレジャーボート所有者が言ってしまえば協力は得られないと思いますね。

事務局 (伊藤)

都市部の方につきましては、広島湾地域におきましては、特に五日市の方の保管施設、観音マリーナについてもクルーザーなどの高級志向のものが主な対象になってるんですけれども、ボートパーク広島とかですね、五日市のフィッシャリーナとかボートパークステーションとかですね、というところはまだ余裕がありますので、それから福山港につきましても、内港地区の方にも計画の方を進めているところでございますし、尾道につきましても緒に就いたばかりでございますが、山波地区の整備というのも進めつつあるようなところでございますので、都市部の方にも正規の施設というのも今後整備を進めていきつつ、そちらへの移動というような形で進めていきたいと思います。それからこれらの都市部につきましても、特に周縁部、端の方の地区におきましては、小型船舶用泊地を指定できるようなところもございます。そのように計画しておりますので、そちらへの係留なども指導していくことで対処できるのではないかと期待しております。以上のような状況です。

平田委員

今のに関係してなんですけれども、登録料はないわけですよね。整備されるまで段々と自分の家に近いところに移動しても、その人が登録さえちゃんとしていれば、それはいくらでも移動できるということですか。皆が整備されるにつれて自分の都合の良いところに移動して行ける、簡易にできると、使用期間は5年以内って書いてますけど、契約してから1年間は移動しないでくださいとかそういう縛りっていうのは。

事務局 (伊藤)

そういう縛りはございません。

平田委員

近くに移動はできるということ。

事務局(伊藤)

はい。その場所があればですね。

土田会長

先ほどの話ですけど、要するに県が設定して紹介するところは安いけれども、多分周辺部だったり、ちょっと離れたところだったりして、都市部において本当に便利なところに行きたい人は、そういう民間のところも空いているから、そこに高いお金を払えばそこにも泊められますよという理解でいいんですか。

事務局(伊藤)

はい。

土田会長

お金払えばいいところに泊められるっていう、そういうことですね。

寺田委員

要するにお金があって、停泊料を結構高く払えるよと、資力の高い人は都市部の便利なお洒落な場所に泊めていただいて、一方でそこまで払いたくなくて、とにかく船を係留して、安全であればそれでいいよ、それで近くにトイレでもあればいいよというような方はですね、島しょ部辺りのですね、静穏な場所をしっかり確保していただいて、時間が経てば自然に利用者が仕分けされるといいますか、そういう状況ではないかなと。

土田会長

実質多分そうなるんですよね。とにかくどこかには必ず場所を決めといてくださいよと、そういうことですよね。

事務局 (伊藤)

はい。

寺田委員

都市部でプレジャーボートを係留する施設への需要がかなりあるということであれば、ビジネスとして成立するわけですから、今まで漁港として細々とやっていたけれど、これからマリーナにしようかみたいな話が出てくるかもしれない。横田シップステーションみたいな取組がありますよということで提案すれば、漁港から素敵なマリーナに転換して料金を取ります、そこにどうぞ船を収めてくださいねという形もあるかもしれない。ただそれが令和4年末に実現しているかどうか、これは全く別の話で、かなり先の話だと思いますので、その辺りのタイムスケジュールと合うのかというところに私は疑問を感じています。

山田委員

200 地区の泊地を調整する、現地でどういうような使用・利用状況があるのか分かりませんけれども、それぞれ1か所ずつ調整していくのはすごく大変なマンパワーなんですけれども、今おっしゃってましたけれども令和5年3月あるいはそれまでにですね、全部潰していくっていうのは非常に厳しい話だと思いました。

事務局(上場)

必要な事務手続については、私どもも初めて取り組む仕事ですので、一つ一つのステップにどれぐらいの調整時間がいり、事務作業がいるのか、やってみないと分からないところも正直ありますが、そこはある程度ですね、可能な限りそうした人員ですとか、予算を確保していくように取り組んでまいりますし、また、一つ一つやっていくことで、一定のパターンのようなものができてきて、一つこうしたケース、課題があって難しい案件を片付けることで、同様の解決スキームができて、他の地区にも使えるというようなことも出てくれば、それが判例というかケースとして、全部同じ処理時間かというとそうではないと思いますので、ここは、まずは取り組んでみて、走りながら解決していくしかないかなと。

金子委員

私も今のようなゆっくりとですね、放置艇をなくすことが重要なんで、管理下に置くという、お金がいくらかということではなくてですね、放置艇を無くせれば、徐々に無くしていくだけでもすごいと思いますけどもね。

土田会長

そうですね、私も海の利用というと漁業協同組合が非常に高い壁ですよね。 とても個人では、ここいいなと思っても、どうやったら泊めさせてもらえる のか分からないみたいなところもある。潜在的には相当あるんじゃないかな と思いますよ。

金子委員

海上保安庁の許可の前にまず漁協の同意を得て来なさいとかね。

土田会長

なかなか普通の人がアクセスしにくいと、ある意味普通の役所とか以上に相当どうやってアクセスしていいのか難しいので、そういう意味では県が間に入ってそこで調整してもらって、そういうところにプレジャーボートが一定の場所で安定的に泊められることができると、非常に何か色々な可能性が出てくるというか、むしろそういう制度がきちんとすることによって、自分もプレジャーボートを持ってみようかなとか、そういう潜在的なニーズを掘り起こすような可能性もあるんじゃないかなという気がします。

金子委員

それが唯一の安心なところであって、広島は中心なんですよね。やはり島が多いでしょ。だから安全なんですよね。

土田会長

そういう意味では。ただ調整が大変なような気がするんですけれども。そういうことは制度的にある程度進んでいけば、非常に広島の中で海洋レジャーを楽しむ環境が整っているという状況に持っていく非常に大きなステップになる可能性は高いんじゃないかなと思うんですけども。いかがですか。

平田委員

整備だけじゃなくて、広島って昔から家船があったりとか、北前船が来たりとかいろいろ海の文化がすごく豊かなところなので、これをプラスに持っていけるんだったらいいなということですよね。ちょっとこの制度とは違うかもしれませんが。

土田会長

他にいかがでしょうか。提示していただいた4つの論点には、委員の方から比較的ポジティブと言いますか、県条例先行実施の妥当性について、あるいは登録事務を二重に課すことについて、あるいは二段階実施することについても概ね、むしろ妥当ではないかという意見を頂いたと思いますけども。

事務局 (伊藤)

先生,済みません。本日欠席の中野先生から先週の8月23日に事前に御意見をお伺いしておりますので、御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

土 田 会 長事務局(伊藤)

はい。

中野先生の御意見なんですけども、まずは論点メモ1の県条例による先行 実施を行うことについてですが、県が条例で法制化に先立って進めていくの は、特段、問題はないのではないかと考えるという御意見でした。

ただし、先行実施していく理由として、地震による津波や台風による高潮によって、多数の放置艇が凶器となって県民の生命や財産を損傷していくことになり得ることをしっかり説明すべきであるとのお考えでした。

論点メモ2の手続が二重になる点については、小型船舶登録法とプレジャーボート条例の法目的が異なるので、すなわち、小型船舶登録法は船舶の基本事項を国に登録させる目的のもので、条例は許可された場所への保管を義務付けて被災をなくす目的のものであると考えられ、問題はないのではないかとの御意見でした。

論点メモ3の二段階実施についてですが、新制度を始めていく移行期間に

おいて、みんなに対して届出義務を課すものでありますが、新規購入者を先に始めて、既所有者を後から始めるだけのものであり、その点を説明すればよいのではないかという御意見でした。

論点メモ4のその他の意見ですが、罰則については、重めの罰則でよいのではないかというものでした。以上でございます。

土田会長

はい。ありがとうございました。それでは、ただいまの中野委員のコメントも、ここまで出まして各委員の意見と併せて議事録にまとめていただければと思います。ただいまの意見、その他何かございませんでしょうか。

金子委員

南海大地震による津波なんですけれどもね、東日本大震災の時に室戸岬の沖に1mの津波が来たんですよ。大阪湾に0.5mが来てるんですよ。広島には0.1mです。10分の1が来ました。広島に来るうちに減衰してしまってですね、それは参考になると思います。高潮は台風が九州側を通ると南風が来て高潮の可能性が残るんですけどね。津波は心配は少ないのではないかと思います。

飯岡委員

一つ御質問なんですけれども、最初の小型船舶登録法のときの登録というのは県ではなくて船舶機構が届出されて、別に県の方が事務所の方に届けるわけですけど、届けてないですね、この船は、という状態を把握する方法はあるんですか。

事務局 (伊藤)

届出をされましたら当然届出台帳を整理しますので、新規で購入されたものについては、新規の船舶登録を必ずされているはずです。船舶登録がなければ、公海を航行できないようになっています。船舶番号の一番古いものから一番新しいものまでという請求の仕方で県の方から検査機構の方へ登録情報の請求をいたしまして照合するという形で新規のものについては捉えられると考えております。既存のものについてはですね、船舶番号がランダムなものになっていますから、これを一番古いものから全部というような請求はできないので、それから検査機構の登録情報は船舶番号を示さなければ情報の出しようがないので船舶番号を調べる必要があるんですけれども、これは公営あるいは民営の係留保管施設にですね、協力を依頼しまして、停泊者の情報を本人の承諾を受けた上で提供していただくというような御協力していただいた上で船舶番号を基にして検査機構で所有者、住所を調べて許可台帳と照合するというやり方で進めていくという形になります。

土 田 会 長

それでは他に御意見ございませんでしょうか。それでは今回この海域利用 審査会は県から出していただいたものに対して、審査会としての結論を出す 必要はないということで、審査会として様々な立場の委員の方々から御意見 を頂くという、そういうことでよろしかったですよね。

事務局(伊藤)

はい。

土田会長

簡単にまとめますと、今回論点メモとして4つ挙げていただいておりますが、県条例による先行実施の妥当性について、登録事務を二重に課すことの妥当性、それから二段階実施することの妥当性についてはほとんどの委員から概ね、むしろ妥当であるという意見が出されたかと思います。あとその他

につきましても、罰金刑を背景に保管場所を強力に義務付ける制度をしていくことに疑義はないかと、これについては特に意見はなかったと思いますが、概ね特になかったということで、これも妥当ということでよろしいかと思います。その他、広島県としての地域性でありますとか、防災、あるいは海洋レジャーの振興という観点からも、この制度をしっかりと捉えていっていただきたいという意見が出たかなと思います。といったところでよろしいでしょうか。それでは、これでほぼ議論も出尽くしたということで、議事を終了しまして事務局にお返ししたいと思います。

7 閉会

事務局(増田)

ありがとうございました。

会議録と意見書又は報告書については、後日、送付させていただきますので、御確認をお願い申し上げます。

それでは、ここで、港湾振興課長の上場から、閉会の御挨拶と共に、今月 末で任期満了となります、6名の委員の方の御報告をさせていただきたいと 存じます。

事務局(上場)

では、私の方から御退任になる委員の先生方の御報告をさせていただきます。

本日,御出席の9名の委員の先生方のうち,土田会長,金子委員,平田委員,道本委員,岸本委員及び寺田委員の6名の方々が,本年8月末をもって, 5期10年の任期上限に達することとなります。

6名の先生方には、長期にわたり、県行政の推進に御協力を賜り、誠にありがとうございました。特に、2年前の放置艇解消のための基本方針を策定する際には、4回にわたり、親身になって、真摯な議論をしていただき、我々の様々な要求に対して、それぞれの専門のお立場から貴重な御回答を述べていただきました。

誠にありがとうございました。

後任の委員につきましては、御推薦を頂くなどしまして、内定しており、 9月1日には、正式な辞令書をお渡しする用意が出来ております。

本当に、長い間、ありがとうございました。今後は、放置艇対策が県の大きな取組目標になりますが、審査会で頂いた、先生方の貴重な意見、アドバイスといったものを十分に生かして、困難な放置艇対策に精一杯頑張っていきたいと思っております。

また、委員の就任を更新していただくことになっております、他の委員の 先生方には、今後も審査会開催の折には、引き続き、どうぞよろしく申し上 げます。

	本日は、どうもありがとうございました。										
事務局 (増田)	これをもちまして,本日の海域利用審査会を終了とさせていただきます。										
	ありがとうございました。										

閉会 11:50

本会議録が令和元年8月27日開催の令和元年度広島県海域利用審査会の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

広島県海域利用審査会

会 長 **⑤ ⑤**